

(別紙)

簡易な納税の方法

(案1)譲渡金額への源泉徴収制度＋少額申告不要制度

- 証券会社が源泉徴収(譲渡金額 × α %)を行った上で、年間の源泉徴収額が少額の場合については申告を不要とする。
- 実譲渡益課税、損益通算や特別控除を希望する者は、申告により源泉徴収税額の還付を受けることとする。

(留意事項)

- 譲渡金額の一定割合を源泉徴収するもの(みなし利益課税)。
- 譲渡損が発生した場合も一度税金を納めることになる。
- 税務当局の還付事務負担がある。

(案2)実譲渡益への源泉徴収制度＋申告不要制度

- 証券会社が、一定の要件を満たす口座(適格口座、複数可能)において、株式の取得価格や譲渡価格等の記録を保存した上で、実譲渡益による源泉徴収を行い、当該口座に係る取引については申告を不要とする。
- 複数口座間の損益通算や特別控除を希望する者は、申告により源泉徴収税額の還付を受けることとする。

(留意事項)

- システム開発にコストと準備期間が必要。
- 既に投資家が保有している取得価格の不明な株式について手当てが必要。
- 税務当局の還付事務負担がある。

(案3)少額譲渡益非課税制度

- 謹渡益が少額の場合については申告を不要とする。

(留意事項)

- 申告不要(源泉徴収なし)のため制度の適正な運用の確保が課題。